

小野町空き家改修等支援事業補助金の手引き

◎申請については、以下の流れ及び必要書類を確認の上、お手続きください。

◎申請書等の様式については、ご自身で町公式ウェブサイトからダウンロードするか地域整備課まで受け取りにお越しく下さい。

1. 空き家改修等支援事業事業種別

(1) 空き家の改修等事業

補助対象事業、、、空き家の所有者又は賃借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等に要する費用を補助する事業

補助対象者、、、移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、避難者、被災者、既空き家居住者

補助要件、、、・補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家であること。

・賃借する空き家は、賃貸業者のために所有・管理されているものではないこと。

・原則、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了すること。

・実績報告までには、小野町への住民異動をしていること。

・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。

・補助の対象となる空き家が建築基準法の関係法令に違反しないこと。

(2) 空き家の除却等事業

補助対象事業、、、補助対象者が、補助要件を満たし、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等に要する費用を補助する事業

補助対象者、、、移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、避難者、被災者

補助要件、、、・補助対象者が自ら居住するために購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家であること。

・原則、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了すること。

・補助対象工事の完了から1年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅(併用住宅を含む。)に定住すること。

・補助対象事業の施行業者は、原則として町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業主に限るものとする。

(3)空き家の解体等事業

補助対象事業、、、補助対象者が、補助要件を満たし、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等に要する費用を補助する事業

補助対象者、、、上記「(2)空き家の除却等事業」補助対象者に該当しない者

補助要件、、、・補助対象者が自ら居住するために購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家であること。

・原則、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了すること。

・補助対象工事の完了から1年以内に、同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための新築住宅(併用住宅を含む。)に定住すること。

・補助対象事業の施行業者は、原則として町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業主に限るものとする。

2. 交付申請

以下の必要書類を提出ください。これ以外にも書類を要する場合があります。

(1)空き家の改修・除却・解体等事業共通添付書類

- ・小野町空き家改修等支援事業補助金交付申請書(補助金要綱 第1号様式)
- ・事業計画書(補助金要綱 第11号様式)
- ・交付申請に関する誓約書(補助金要綱 第12号様式)
- ・現住所の住民票(世帯全員分)
- ・空き家の現況等が分かる写真(外観、内観)
- ・債権者登録に係る資料(振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳の写しを含む。)
- ・空き家に関する証明書(補助金要綱 第13号様式)
- ・二地域居住の誓約書(補助金要綱 第14号様式)
- ・罹災証明書の写し(被災者の場合)
- ・市町村の発行する届出避難場所証明書の写し(避難者の場合)
- ・現住所と子どもの年齢が確認できるもの(子どもがいる場合)
- ・その他町長が必要と認める書類

(2)空き家の改修等事業添付書類

- ・改修等に係る見積書の写し又は契約書及び改修費等内訳書の写し
- ・改修等に係る部位を明記した図面(配置図、平面図、立面図)
- ・空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し(賃借する場合)
- ・地域活性化加算の要件を満たすことがわかる書類

(3)空き家の除却・解体等事業添付書類

- ・解体に係る見積書の写し又は契約書及び解体費等内訳書の写し
- ・解体に係る空き家の図面(配置図、平面図)
- ・解体後の敷地に新築する場合は戸建住宅に係る計画図(配置図、平面図)

3. 交付決定

町が交付申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたとき、補助金交付の決定を行い申請者へ通知します。また、交付申請内容を変更する場合や交付申請を取り下げる場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

4. 実績報告

補助事業完了後、速やかに以下の必要書類を提出してください。これ以外にも書類を要する場合があります。また、補助事業が交付決定年度内に完了しない場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

(1)空き家の改修・除却・解体等事業共通添付書類

- ・小野町空き家改修等支援事業実績報告書(補助金要綱 第6号様式)
- ・契約書及び領収書の写し
- ・当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し(避難者の場合)
- ・その他町長が必要と認める書類

(2)空き家の改修等事業添付書類

- ・改修等を実施した部位を明記した平面図
- ・改修等の内容が分かる写真
着工前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・当該空き家が存する住所へ異動後の住民票の写し

(3)空き家の除却・解体等事業添付書類

- ・解体の内容が分かる写真
着工前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること
- ・解体後に新築する場合は戸建住宅の工事契約書等の写し(工事見積書や発注者は除く)

5. 補助額の確定

町が実績報告の内容を審査し必要に応じて現地確認の上、補助額の確定を行い、申請者へ通知します。

6. 交付請求

補助額の確定通知を受けたとき、小野町空き家改修等支援事業補助金交付請求書(補助金要綱 第9号様式)を町へ提出していただきます。その後、補助金の交付を行います。

7. その他

以下のいずれかに該当する事案が発覚した場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の返還を命ずることがあります。

- ・虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- ・この要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合
- ・本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して3年未満で、当該住宅に定住する要件を満たさなくなった場合